

過疎地域自立促進計画



平成 28 年 3 月

福 岡 県 芦 屋 町

平成 28 年 3 月作成

平成 29 年 3 月更新

平成 29 年 4 月更新

平成 30 年 7 月更新

平成 31 年 2 月更新

令和元年 9 月更新

令和元年 12 月更新

目 次

1	基本的な事項	
	(1) 芦屋町の概況	3
	(2) 人口及び産業の推移と動向	4
	(3) 行財政の状況	6
	(4) 地域の自立促進の基本方針	9
	(5) 計画期間	10
	(6) 公共施設等総合管理計画との整合	10
2	産業の振興	
	(1) 現況と問題点	11
	(2) その対策	12
	(3) 事業計画	13
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	14
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	
	(1) 現況と問題点	15
	(2) その対策	16
	(3) 事業計画	17
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	18
4	生活環境の整備	
	(1) 現況と問題点	20
	(2) その対策	21
	(3) 事業計画	21
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	22
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
	(1) 現況と問題点	23
	(2) その対策	23
	(3) 事業計画	24
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	24

6	医療の確保	
	(1) 現況と問題点	25
	(2) その対策	25
	(3) 事業計画	26
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	26
7	教育の振興	
	(1) 現況と問題点	27
	(2) その対策	28
	(3) 事業計画	29
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	39
8	地域文化の振興等	
	(1) 現況と問題点	30
	(2) その対策	30
	(3) 事業計画	31
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	31
9	集落の整備	
	(1) 現況と問題点	32
	(2) その対策	32
	(3) 事業計画	33
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	33
10	その他地域の自立促進に関し必要な事項	
	(1) 現況と問題点	34
	(2) その対策	34
	(3) 事業計画	35
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	35



1 基本的な事項

(1) 芦屋町の概況

本町は、福岡県の北端に位置し、東西 4.4km、南北 5.3km、行政面積 11.60 ㎢の町域です。しかし、航空自衛隊芦屋基地と町のほぼ中央部を流れる一級河川遠賀川が町域の 3 分の 1 を占めており、実質的な行政面積は約 7 ㎢となっています。

本町の特徴としてまずあげられるのが、美しく豊かな自然です。特に玄海国定公園を望む海岸線の美しさにあります。遠賀川をはさんだ東側には千畳敷や奇岩の連なる海岸線、西側には白い砂浜の広がる海岸線と変化に富んでいることにあります。さらに、北東部から南東部にかけては丘陵地が広がり、北九州市若松区と隣接した住宅地を形成しています。気候は、響灘に面しているものの、比較的温暖で年間降雨量も少なめです。

鉄道のない本町では、主要な交通機関はバスとなっています。北九州市営バスと町営タウンバスにより、J R 折尾駅、J R 遠賀川駅までの公共交通を確保しています。道路網は福岡都市圏と北九州市を結ぶ国道 495 号線が町の中央部を貫いており、北九州市の中心部まで車で 40 分、福岡市中心部まで 60 分とそれぞれの通勤圏になっていますが、主な通勤通学圏は北九州市となっています。

歴史的にみると、縄文時代の人骨が発掘された山鹿貝塚など古代以来の史跡があり、古い歴史を持ち貴重な文化財を有する神社仏閣も多く存在しています。古くは日本書紀に登場するなど歴史文化に富んだ町となっています。なかでも本町の歴史を代表するもののひとつに「芦屋釜」があります。現在国の重要文化財に指定されている茶の湯釜 9 点のうち 8 点が「芦屋釜」であるほど、茶の湯釜の名器として室町時代に茶道界で名を馳せました。時勢の変化とともにその製作は途絶え、現在その技術の復興に取り組んでいるところです。

また、「芦屋千軒・関千軒」といわれ交通や流通の重要な拠点として栄え、明治年間には、遠賀郡役所が置かれ政治や教育の中心ともなりました。さらに、筑豊炭田の開発に伴い、川ひらたと呼ばれる船による石炭輸送の拠点としての賑わいをみせましたが、若松港の完成や筑豊本線・鹿児島本線の完成とともに急速に衰退していきました。

明治 22 年、市町村制の実施により、芦屋村と山鹿村が誕生し、明治 24 年に芦屋村は芦屋町となり、さらに明治 38 年には芦屋町と山鹿村が合併して現在の芦屋町となりました。人口は、明治 40 年の 10,838 人から昭和 10 年の 6,033 人まで減り続けましたが、昭和 17 年に北九州工業地帯防衛の目的で設けられた芦屋飛行場が、終戦とともに米軍の駐留するところとなり、基地経済に依存しながら昭和 30 年には 16,631 人に増加しました。

しかし、この活気も昭和 35 年の米軍撤退により衰退し、一時期 2,000 人の人口減がみられました。これを打開するために、航空自衛隊の移駐を受け入れ、公営住宅の建設、

社宅の誘致などにより、昭和 50 年まで再び人口は増加傾向にありました。しかし、その後の住宅用地確保の困難性や交通事情をはじめ社会情勢の変化などにより、徐々に減少し続けました。

昭和 27 年、町の振興をかけて開設した競艇事業は、昭和 44 年から軌道にのりはじめ、その収益金は町の財政運営の基盤となり、公共下水道事業など良好な行政水準を保てるようになりました。しかし、競艇事業に依存してきた本町は、競艇事業収益の落ち込みにより厳しい財政状況に陥り、社会経済環境の変化と重なり行財政改革に取り組んできたところです。また、平成 22 年からは、競艇事業の芦屋町単独施行とすることで、経営の改善に取り組み、行財政改革とともに一定の成果が現れてきたところです。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口は昭和 35 年（国勢調査）では、14,616 人でありましたが、航空自衛隊の駐屯及び町営住宅の建設、社宅の誘致などにより、昭和 50 年では 19,762 人まで増加し、人口のピークを迎えました。しかし、その後人口は減少し、平成 12 年では 15,827 人となり、昭和 50 年と比較して 19.9%も減少し、過疎地域の指定を受けることとなりました。平成 17 年には、山鹿土地区画整理事業の完了により、16,247 人と若干増加していますが、その後も自然減・社会減ともに歯止めがかからず、現在（住民基本台帳：平成 27 年 3 月 31 日）は、14,542 人と減少し続けています。また、年齢 3 区分人口では、老年人口の増加が顕著であり、年少人口の減少にあわせ、生産年齢人口の減少が著しい状況にあります。

本町の産業は、農業・水産業以外にこれといった産業はなく、商業にしても町域内の購買力に依存する日用品を中心とした商店が多くを占めています。工業は、大君地区に工業団地を形成しているものの、小規模であり、本町の土地利用の現状からこれ以上のものを望むことは厳しい状況にあります。また、本町には航空自衛隊芦屋基地があるため、類似団体と比較して第三次産業の比率が高い傾向にあります。

産業別総人口は、昭和 35 年（国勢調査）の 4,708 人から昭和 50 年の 9,128 人と増加し、その後、平成 7 年の 8,533 人までは、多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいの状況でありましたが、平成 12 年には 7,101 人と減少しています。その後、平成 17 年には 7,603 人と若干増加していますが、これは人口と同様に、土地区画整理事業による住宅販売が要因であると考えられ、平成 22 年国勢調査では、6,939 人と減少し続けています。また、産業構造は、第 1 次産業は減少を続け、昭和 35 年の就業人口比率は 14.0%であったものの、後継者不足や高齢化の進展に伴い平成 22 年では 3.0%となっています。第 2 次産業は、人口の増加に伴い、昭和 45 年の就業人口比率 19.2%から昭和 50 年は 6.9 ポイント増加していますが、その後新たな工場立地も少なく、横ばいが続き、平成 22 年では 21.9%となっています。第 3 次産業は航空自衛隊芦屋基地移駐により、

昭和35年の就業人口比率62.8%から昭和40年には9.6ポイント増加しているものの、その後は横ばいが続き、平成22年では69.0%となっています。

表 1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実 数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 14,616		人 17,560	% 20.1	人 17,366	% △1.1	人 19,762	% 13.8	人 18,934	% △4.2	人 18,643	% △1.5
0歳～14歳	4,866		4,833	△0.7	4,371	△9.6	5,157	18	4,687	△9.1	4,177	△10.9
15歳～64歳	9,005		11,830	31.4	11,984	1.3	13,347	11.4	12,702	△4.8	12,709	0.1
うち15歳～29歳 (a)	3,675		5,372	46.2	4,927	△8.3	4,965	0.8	4,246	△14.5	3,965	△6.6
65歳以上 (b)	745		897	20.4	1,011	12.7	1,258	24.4	1,545	22.8	1,757	13.7
(a)／総数	%		%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
若年者比率	25.1		30.6	—	28.4	—	25.1	—	22.4	—	21.3	—
(b)／総数	%		%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
高齢者比率	5.1		5.1	—	5.8	—	6.4	—	8.2	—	9.4	—

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 17,398	% △6.7	人 16,685	% △4.1	人 15,827	% △5.1	人 16,247	% 2.7	人 15,369	% △5.4
0歳～14歳	3,413	△18.3	2,827	△17.2	2,518	△10.9	2,617	3.9	2,329	△11.0
15歳～64歳	11,896	△6.4	11,377	△4.4	10,357	△9.0	10,256	△1.0	9,285	△9.5
うち15歳～29歳 (a)	3,646	△8.0	3,638	△0.2	3,120	△14.2	2,875	△8.5	2,402	△16.5
65歳以上 (b)	2,076	18.2	2,447	17.9	2,951	20.6	3,358	13.8	3,745	11.5
(a)／総数	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
若年者比率	20.9	—	21.8	—	19.7	—	17.7	—	15.6	—
(b)／総数	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
高齢者比率	11.9	—	14.7	—	18.6	—	20.7	—	24.4	—

* 総数は年齢不詳を含む

表 1-1 (2) 人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成12年3月31日		平成16年3月31日			平成21年3月31日			平成27年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 16,122	% —	人 16,472	% —	% 2.17	人 15,923	% —	% △3.4	人 14,542	% —	% △8.7
男	7,921	49.1	8,125	49.3	2.58	7,766	48.8	△4.6	7,106	48.9	△8.5
女	8,201	50.9	8,348	51.7	1.79	8,162	51.2	△2.3	7,436	51.1	△8.9

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	4,708	人	7,441	58.1%	8,182	10%	9,128	11.6%	8,690	△4.8%	8,231	△5.3%
第一次産業 就業人口比率	14.0%		7.9%	—	7.0%	—	4.9%	—	5.0%	—	4.9%	—
第二次産業 就業人口比率	23.2%		19.7%	—	19.2%	—	26.1%	—	25.0%	—	24.3%	—
第三次産業 就業人口比率	62.8%		72.4%	—	73.8%	—	68.9%	—	70.0%	—	70.6%	—

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	8,536	3.7%	8,533	△0.04%	7,101	△16.8%	7,603	7.1%	6,939	△8.7%
第一次産業 就業人口比率	4.3%	—	3.8%	—	4.2%	—	3.6%	—	3.0%	—
第二次産業 就業人口比率	24.0%	—	24.1%	—	26.9%	—	24.2%	—	21.9%	—
第三次産業 就業人口比率	71.6%	—	72.1%	—	68.7%	—	71.9%	—	69.0%	—

※総数は産業分類不能を含む

(3) 行財政の状況

①行政

社会経済の熟成とともに住民の意識も変化し、行政に対する住民のニーズは複雑化・多様化してきています。また、地方分権の進展により、基礎自治体の役割は、より重要なものとなってきています。このような状況において、住民の信頼を得ながら的確な行政サービスを提供し、作業の効率化とコストの削減のため、本町では、昭和60年度の第1次、平成8年度の第2次、平成17年度の第3次（第1ステージ・第2ステージ）とこれまで4度にわたる行財政改革を行い、事務事業の見直し、組織機構の見直し、電算化による事務の合理化、定員の適正管理、住民参画の推進を図ってきました。また、さらなる効率的な行政システムの確立のため、平成27年度から第4次行政改革（集中改革プラン）に取り組んでいます。

②財政

本町は地方税が歳入全体の20%未満と他自治体と比較すると少ない状況です。これを補う町独自の財源として競艇事業があり、低迷していた時期もありましたが、現在は経営努力の結果により一定の収益事業収入を得ています。ただし、施設整備に伴う財源は地方債に依存しており、平成26年度末の地方債現在高は71億1,099万円となって

います。これにより、経常収支比率等の財政指標は高い水準にあるうえ、長寿命化など施設整備に係る借入が今後も見込まれています。このため、交付税措置率等を考慮し財政指標を意識した借入を行っている状況にあります。今後も、徹底した経費の節減と適正な受益者負担を図り、効率的な行政運営の推進に努めるとともに、自主財源の確保と財源の計画的・重点的な配分に徹し、健全な財政運営を維持していく必要があります。

③主要公共施設等の整備状況

町道の整備状況は、改良率 57.6%、舗装率 98.7%となっています。類似団体と比較すると、舗装率は高水準にありますが、道路の劣化状態などを調査する路面性状調査の結果を踏まえ、長期的な視野にたった道路整備を進めていく必要があります。

水道事業は平成 19 年 10 月より北九州市と事業統合を行い、安定的な上水の確保が可能となっています。また、下水道事業は、昭和 48 年に事業着手、昭和 57 年 3 月から一部供用を開始し平成 12 年度末で町全域の整備がほぼ完了しています。水洗化率も 99.0%となっていますが、供用開始から 30 年以上が経過している浄化センターをはじめ、管渠や各ポンプ場は老朽化していることから、長寿命化計画を策定し計画的な維持改修を行っています。

医療機関としては、昭和 51 年に町立芦屋中央病院を開院し、地域医療の核を担ってきています。平成 12 年 4 月には増改築により療養型病床群 40 床や訪問看護ステーションを設置、医療・福祉の連携を推進しています。さらに平成 12 年度からは毎年黒字経営を維持しており、地域医療の核として柔軟な経営ができるよう、平成 27 年 4 月より地方独立行政法人へ移行したところです。現在、老朽化の著しい現病院施設を、地域医療の水準向上と質の高い医療の提供が図れるとともに、地域包括ケアシステムの中核機能を果たす施設として、移転建替えを推進しているところです。

その他の主要公共施設についても老朽化が進んでいることから、これまで計画的に改修を進めてきていますが、老人憩の家や地区公民館、社会体育施設、学校教育施設など未着手の施設も多くあります。このため、人口減少社会を見据えた将来需要を見込み、公共施設の必要量を定める公共施設等総合管理計画の策定に着手していることから、この計画との整合性を図りつつ、計画的な改修が必要となっています。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成20年度	平成22年度	平成26年度
歳入総額A	9,878,152	9,438,984	8,059,853	6,303,982	7,376,644
一般財源	5,539,644	3,200,822	3,300,793	3,371,590	3,411,520
国庫支出金	440,136	490,322	439,774	683,079	737,707
都道府県支出金	232,352	211,119	248,793	373,984	310,581
地方債	191,700	1,135,400	1,118,977	721,130	932,922
うち過疎債	0	52,700	52,600	63,000	537,900
その他	3,474,320	4,401,321	2,951,516	1,154,199	1,983,914
歳出総額B	9,259,143	9,245,320	7,398,617	6,010,976	7,137,904
義務的経費	2,750,815	2,976,163	2,949,646	2,554,322	2,647,390
投資的経費	2,778,302	2,870,804	1,232,968	578,260	1,025,280
うち普通建設事業	2,587,905	2,708,012	1,232,968	578,260	1,025,280
その他	3,730,026	3,398,353	3,216,003	2,878,394	3,465,234
過疎対策事業費	0	47,743	52,875	258,841	776,706
歳入歳出差引額 C(A-B)	619,009	193,664	661,236	293,006	238,740
翌年度へ繰越すべき財源 D	386,182	66,473	31,362	34,911	28,354
実質収支 C-D	232,827	127,191	629,874	258,095	210,386
財政力指数	0.34	0.39	0.43	0.41	0.37
公債費負担比率	7.1	8.9	9.4	9.3	13.5
実質公債費比率			10.6	10.3	12.5
起債制限比率	3.8	6.5			
経常収支比率	99.6	105.6	97.9	89.2	96.9
将来負担比率					
地方債現在高	3,545,721	8,126,414	8,849,184	6,690,449	7,110,987

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成20年度末	平成22年度末	平成26年度末
市町村道							
改良率 (%)	25.7	21.2	35.3	45.7	53.8	55.0	57.6
舗装率 (%)	54.2	92.7	95.7	97.0	98.6	98.6	98.7
耕地1ha当たり農道延長(m)	—	22.02	28.6	30.72	33.44	38.08	38.46
林野1ha当たり林道延長(m)	0	0	0	0	0	0	0
水道普及率 (%)	86.6	99.6	99.5	99.3	97.0	97.1	99.4
水洗化率 (%)	—	—	71.0	97.1	98.6	98.7	99.0
人口千人当たり病院診療所の病床数 (床)	—	7.1	9.4	10.2	9.2	9.4	10.1

(4) 地域の自立促進の基本方針

本町は大きな工業地域を有する北九州市に隣接しながらも、豊かな自然を有するとともに貴重な歴史文化資源を多く有しています。しかし、限られた町域での十分な用地が確保できないことや交通体系の不便性などから、昭和 50 年の 19,762 人をピークに人口は減少し、平成 14 年度には過疎地域の指定を受けることとなりました。

このような中、過疎地域対策関連法に基づく過疎地域自立促進計画により、産業の振興、公共施設や生活基盤の整備をはじめ、公共交通の充実や学力向上など安心して暮らせる環境づくりに重点をおき、地域振興・地域活性化に向けた諸施策を展開してきました。

この結果、施設整備という面では一定の水準まで達してきていますが、人口減少に歯止めをかけるには至らず、様々な視点から今後も引き続き積極的な施策を推進していく必要があります。

そこで効率的かつ効果的な行財政運営はもちろんのこと、まち・ひと・しごと創生法に基づく芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を図りながら、次のような視点から地域活性化・自立促進施策を展開していくこととします。

1 産業の振興

地域資源を有効に活用し、地産地消や新たな商品開発、販路拡大、担い手の育成、ネットワーク化などを推進するとともに起業を促進し、地域産業の育成・発展を推進します。また、観光資源の有効活用による産業の活性化を推進します。

2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

道路交通の円滑化や安全対策を図るとともに、地域公共交通の維持・改善を推進し円滑かつ効果的な交通体系を確立します。

3 生活環境の整備

公共下水道の安定運用を図るため、長寿命化計画に基づく計画的な改修・更新を推進するとともに、安全・安心で快適な生活環境を維持・改善します。また、再生可能エネルギー活用の推進を図ります。

4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

児童福祉・高齢者福祉を充実し、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備を推進します。

5 医療の確保

地域医療の水準向上と質の高い医療の提供を図るとともに、地域包括ケアシステムの中核機能を果たす施設として、芦屋中央病院の移転建替を推進するとともに、医療水準の高度化を図ります。

6 教育の振興

子どもたちが夢・希望・志をもち郷土心を醸成できるよう、学校・家庭・地域が一体となって心の教育や現代社会に対応した高度な教育の推進を図るとともに、安全で快適な教育環境を整備します。また、誰もがいつでも学ぶことのできる生涯学習環境の維持・改善を図ります。

7 地域文化の振興等

本町の貴重な歴史・文化を次代に継承するとともに、全国で唯一の芦屋釜の復興を推進します。また、芦屋釜の里をはじめとした文化施設の充実を図るとともに、地域文化の振興を推進します。

8 集落の整備

遊休地の活用促進を図るとともに、空家や空地の実態を把握し有効な活用を促進します。

9 その他地域の自立促進に関し必要な事項

住民参画まちづくり条例による住民との協働を推進するとともに、ボランティア活動の推進を図ります。また、行政事務の効率化を推進します。

(5) 計画期間

自立促進計画として、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 ヶ年とします。

(6) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の老朽化対策が課題となる中、厳しい財政状況や人口減少等により公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、計画的に更新・統廃合・長寿命化を進め、財政負担の軽減・標準化と公共施設等の最適配置を実現することが必要となっています。こうした状況を踏まえ、今後の公共施設の維持・改修・整備においては、平成 28 年度中に策定する公共施設等総合管理計画の考え方に基づくものとします。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農業

本町の農業地域は、水稻・青ねぎ等を主作物とする山鹿耕地と、キャベツ・ほうれんそう・赤しそ等の露地野菜を主作物とする芦屋台地の2つに大別できます。

経営規模では、1ha未満の農家が多くを占めていますが、農家1戸あたりの生産農業所得は近隣市町や県水準と比べ高水準にあります。

しかし、近年は農業従事者の高齢化や担い手不足による認定農業者は減少していくことが見込まれます。さらに、耕作放棄地の拡大、海外からの農作物の輸入増加などの課題から、経営は厳しい状況にあります。

また、本町では地産地消の取り組みを進めており、田屋ねぎ（かおりっこ）、赤しそ（芳香しそ）はブランド化されていますが、生産農家が少ないことも課題となっています。

②水産業

本町の漁業基地は芦屋港及び柏原漁港の2箇所があり、双方とも小型漁船による沿岸漁業が主で、沖ノ島・白島付近を主な漁場としています。漁業協同組合では水産物を獲るだけでなく、育てる漁業も推進しており、カサゴの稚魚放流、アワビ、アカウニ、サザエの種苗放流などを行っています。

漁業施設については、これまで環境の整備に努め、作業の効率化などを促進してきたところですが、今後も施設の整備充実が求められています。また、漁業経営の所得向上を目指し、付加価値を付けた加工品の商品化や販路拡大などの取り組みも必要となっています。

芦屋漁港を構成する芦屋港は産業港として整備されたものの、その機能は十分に機能していないため、有効活用が課題となっています。

近年、地球温暖化等による環境変化の影響もあり、漁獲高は減少傾向にあり、燃油価格の高止まり、漁業収入の不安定な状況は続き、担い手不足の問題も生じています。今後は漁業経営安定化のための環境整備を図っていく必要があります。

③商工業

本町の商工業は、中小小売事業者が中心であり、消費需要の低下による売上不振や後継者不足など経営は非常に厳しい状況にあります。

これまで、中心市街地へのスーパー誘致をはじめ、地域振興券の発行や空き店舗活用、創業支援など商工会と連携した様々な取り組みを推進してきましたが、土地利用の現状から企業誘致には限界があり、創業の促進にも至っていない現状にあります。

このため、購買力が向上するための環境整備や、商工業における担い手など人材の育成、創業支援などの取り組みが必要となっています。

④観光レクリエーション

本町は、響灘に面する海岸線をはじめとする美しい自然や独自の歴史・文化など豊富な観光資源を有しています。

これまで、夏井ヶ浜の周辺整備や芦屋海浜公園の整備など自然景観の活用や、国民宿舎の改修などの基盤整備に取り組んできましたが、観光資源や町民の憩いの場となる公園などレクリエーション施設の多くは老朽化しており、整備は十分ではありません。

また、花火大会や砂像展などイベントによる賑わいづくりに取り組んできましたが、観光入込客数は横ばい傾向にあります。

この現状を踏まえ、地域産業への波及効果を及ぼすために、来町者の回遊性を高め滞留時間を延長させる取り組みや、公園などレクリエーション施設の改修が必要となっています。

(2) その対策

①農業

農業経営者や新規就農者をはじめ、中心経営体への土地利用集積の推進を図ります。

また、地産地消の拡大やブランド化の推進、機械導入などの支援を通じ、農業経営の安定化や担い手の育成に努め、農業の振興を図ります。

さらに、付加価値の高い農作物の生産性や効率性を高めるため、ほ場（田畑）整備をはじめ、ため池や農業用水路の整備を計画的に推進していきます。

②水産業

漁業基盤の整備を図るため「水産物供給基盤機能保全事業（機能保全計画）」に基づく計画的な漁業施設の整備を図るとともに、優良な漁場確保のため、漁場の調査や整備を行い、稚魚放流、アワビやアカウニなどの種苗放流など育てる漁業の推進を図ります。

また、地域資源の特性や市場ニーズを的確にとらえ、付加価値の高い新たな商品開発や販路拡大などに取り組み、漁業経営の安定化や地産地消の推進を、地域おこし協力隊など外部人材とともに推進します。

さらに、芦屋港の有効活用とレジャー港化を推進することにより、レジャーと一体となった漁業環境の整備を図ります。

③商工業

商工会との連携や地域振興券の発行などにより、購買力の向上を図るとともに、創業等促進支援や空き店舗の活用による商工業の活性化を推進します。

また、芦屋の地域産品を活用した特産品開発やメニュー開発、農商工等連携事業にも取り組み、地域産業の活性化を図ります。

④観光レクリエーション

海岸線を活かした観光施設の整備・充実を図るとともに、観光の拠点である国民宿舎マリンテラスあしやや芦屋海浜公園レジャープールアクアシアンをはじめとした各施設は、経年劣化や利用者ニーズに対応した施設の改善・改修を計画的に推進します。併せて、中央公園をはじめ町内にある公園の改修や遊休地を活用し、町民や来町者の憩の空間づくりといったレクリエーション施設の改修・整備を図っていきます。

また、新たな観光資源の発掘や既存の観光資源とのネットワーク化、着地型観光の推進、特産品開発やメニュー開発などを推進するため、地域おこし協力隊などの外部人材とともに、観光協会や農業者、漁業者、商工業者、住民、関係団体等の連携により、おもてなし機運の醸成と滞留時間増にむけた様々な取り組みを推進していきます。

さらに、観光基本構想推進のため観光推進プロジェクトによる戦略づくりや組織づくりを図るとともに、積極的な情報発信を推進していきます。

(3) 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 産業の振興	(1)基盤整備 農業・水産業	農業用水路改修事業	福岡県・芦屋町
		ため池改修事業	芦屋町
		漁港基盤施設整備事業	芦屋町・遠賀漁業協同組合
		芦屋港レジャー港化整備事業	芦屋町ほか

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 産業の振興	(8)観光又はレクリエーション	海浜公園整備事業	芦屋町
		レジャープール改修事業	芦屋町
		魚見公園整備事業	芦屋町
		国民宿舎改修事業	芦屋町
		夏井ヶ浜公園整備事業	芦屋町
		城山公園整備事業	芦屋町
		中央公園整備事業	芦屋町
		町内公園整備事業	芦屋町
		(仮称)月軒憩いの広場整備事業	芦屋町
	(9)過疎地域自立促進特別事業	創業等促進支援事業	芦屋町
		空き店舗活用事業	芦屋町
		観光推進プロジェクト事業	芦屋町
		プロモーション事業	芦屋町
		特産品開発・農商工等連携事業	芦屋町・観光協会・商工会

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設整備にあたっては、各施設の適正配置や利用需要の変化を踏まえ、平成28年度中に策定する「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な整備を図ります。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

①道路

本町の幹線道路等については、街路樹の整備を含めほぼ完了していますが、道路橋や道路附属物の老朽化に伴う安全性の確保が必要となっています。

北九州市圏域における都市近郊住宅都市としての一面をもつ本町にとって、北九州市をはじめとする近隣市町との結びつきは今後も重要になっていくとともに、交流人口の増加など各種施策に伴う交通量の増加も予測されます。こうした状況を踏まえ、道路交通の円滑化を図るための計画的な道路整備が必要となっています。また、現在福岡県による架け替え事業に着手されている西祇園橋については、町の玄関口となるための機能向上を必要としています。

さらに、芦屋中央病院の移転建替えに伴う周辺環境の変化に対応するとともに、交通の円滑化を図るために道路網の整備が急務となっています。

道路網の整備に併せ、交通事故防止と交通安全意識の高揚を図ることも重要であり、交通安全施設の整備充実とともに、交通安全運動などの取り組みを継続して実施していく必要があります。

②交通確保対策

鉄道のない本町にとって主要な公共交通機関であるバス交通を維持・確保することは、重要な課題であるといえます。

平成17年3月末の民間事業者によるバス路線廃止を受け、住民の交通手段を確保するため、廃止路線を代替する形で町営バス事業「芦屋タウンバス事業」を開始し、平成25年3月末の北九州市営バスによる一部路線廃止を受け、運行路線を追加しているところです。利用者は一定数で推移しているものの、高齢化に伴い公共交通の確保はこれまで以上に重要となってきます。このため、特に利用者ニーズに対応した運行体系の検討が必要となっています。

また、北九州市営バスについては利用者が減少傾向にあるため、路線や便数の確保が重要な課題となっています。

さらに、高齢者や障がい者等の生活交通を確保するために平成17年より運行している町内巡回バスは、通院や買い物、交流活動のために必要不可欠なものとなっていますが、高齢化や生活環境の変化に対応した運行体系の見直しも必要になってきています。

併せて、地域医療の拠点である芦屋中央病院の移転建替えに伴い、バス路線の見直しや公共交通のあり方など、地域公共交通網の再編を図ることが喫緊の課題となっています。

③情報化

少子高齢化の進行、情報化の進展、ライフスタイルの多様化など、芦屋町を取り巻く環境は大きく変動しています。特に、ICT（情報通信技術）は急速に進展しており、様々な分野において大きな変化と多様化をもたらし、行政分野においてもICTの活用は拡大しています。

また、自治体運営においても、ICTの利活用が事務の効率化や住民サービスの向上などに対する有効な手段となっています。

本町では、業務システムの共同利用やクラウドサービスの活用等による事務の効率化と住民サービスの向上をこれまで実施しており、今後もICTのさらなる利活用が必要とされています。

(2) その対策

①道路

道路の劣化状態などを調査する路面性状化調査や、道路ストック点検結果を踏まえ、計画的な道路整備を推進するとともに、芦屋中央病院の移転建替えに伴う周辺道路網の整備を図ります。

また、橋りょうについては道路橋長寿命化修繕計画に基づき計画的な改修を行うとともに、西祇園橋の架け替えに伴うグレードアップについて、福岡県と連携し推進していきます。

交通事故防止のための交通安全施設を整備するとともに、関係機関と連携した交通安全意識の啓発など交通安全活動を推進します。

②交通確保対策

町単独事業である、芦屋タウンバス事業、巡回バス事業の維持・確保を図るとともに、利用者ニーズに対応した運行とともにバス停の整備を推進し、より利用しやすい環境の整備を図ります。

また、広域連携による北九州市営バスの路線維持・確保に努めるとともに、芦屋中央病院の移転建替えに伴い、住民にとって利便性の高い公共交通のあり方や地域公共交通網の再編について検討し、公共交通の維持・確保・充実を図ります。

③情報化

「第二次芦屋町情報化基本計画」及び「芦屋町情報化アクションプラン（後期）」に基づき、ICTを利用した電子自治体への取り組みを推進し、行政サービスの充実と情報システムの最適化や共同化による事務の効率化を図ります。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～平成 32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 交通通信体 系の整備、情 報化及び地域 間交流の促進	(1)市町村道 道路 橋りょう	はまゆう観光道路改良事業 L=264m W=7m	芦屋町
		粟屋・糠塚線道路改良事業 L=791.46m W=7.94m	芦屋町
		芦屋中央病院移転建替に伴う外周道路整 備事業 L=650m W=14.0m	芦屋町
		江川台1号線 L=426.0m W=5.51m	芦屋町
		中ノ浜・正門線 L=81.0m W=5.49m	芦屋町
		大君3号線 L=123.0m W=5.54m	芦屋町
		船頭町5号線 L=309.0m W=5.83m	芦屋町
		芦屋唐戸橋補修事業 L=15.06m W=4.00m	芦屋町
		築廻1号橋補修事業 L=19.5m W=4.18m	芦屋町
		西祇園橋グレードアップ事業 L=125.4m W=16.3m	福岡県・芦屋町
		はまゆう観光道路擁壁補修事業 L=45.5m W=4.3~5.3m	芦屋町
		竹並芦屋2号線外照明灯整備事業 N=18基	芦屋町
		中ノ浜・船頭町線 L=180.0m W=6.0m	芦屋町
		築廻2号橋補修事業 L=12.63m W=4.73m	芦屋町
正津ヶ浜5号橋補修事業 L=3.74m W=6.7m	芦屋町		

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)市町村道 道路 橋りょう	正津ヶ浜 6 号橋補修事業 L=3.98m W=6.75m	芦屋町
		はまゆう団地 1 号線外照明灯整備事業 N=10 基	芦屋町
		若宮前・鯨瀬線 L=190.0m W=4.6m	芦屋町
		白浜町 4 号線 L=217.0m W=4.9m	芦屋町
		白浜町 9 号線 L=240.0m W=7.1m	芦屋町
		船頭町 5 号線外照明灯整備事業 N=13 基	芦屋町
		月軒 1 号橋補修事業 L=2.0m W=3.0m	芦屋町
	(7)自動車等 自動車	バス車両整備事業	芦屋町
	(11)過疎地域自立 促進特別事業	町営巡回バス運行事業	芦屋町
		町営タウンバス運行事業	芦屋町
		黒崎芦屋間急行バス運行事業	芦屋町
		地域公共交通網形成計画策定業務委託	芦屋町
		バス路線見直し事業	芦屋町
		バス通学費補助事業	芦屋町
		住民票等コンビニ交付導入事業	芦屋町
	(12)その他	バス停整備事業	芦屋町
		交通安全施設整備事業	芦屋町

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(12)その他	Wi-Fiスポット構築事業	芦屋町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

道路及び橋りょう等の整備にあたっては、将来の利用需要の変化を考慮し、平成 28 年度中に策定する「公共施設等総合管理計画」に基づく改修を図ります。

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①汚水処理施設

本町では、公共下水道事業を昭和 48 年に着手、昭和 57 年 3 月から一部供用を開始し、平成 12 年度末で町全域の整備がほぼ完了しています。水洗化率も 99.0%となっていますが、供用開始から 30 年以上が経過している浄化センターをはじめ、管渠や各ポンプ場は老朽化していることから、長寿命化計画に基づいて各施設・設備の計画的な維持改修が必要となっています。

②消防・防災対策

近年、全国各地で集中豪雨や地震等の自然災害が発生し大きな被害をもたらしています。こうした自然災害から住民の生命と財産を守り、安心して安全な生活が出来るよう消防防災対策の推進は必要不可欠となっています。

本町における消防体制は、常備消防は遠賀・中間広域行政事務組合において共同処理を行っており、本町域に遠賀郡消防署芦屋分署が設置され、非常備消防は 3 個分団の消防団で組織するなど、防災体制が整備されています。これまで老朽化した消防団車庫の建替えを推進してきましたが、今後も消防防災設備の整備充実を図るとともに、消防団員の確保や自主防災組織の体制整備など、日頃から災害に備えた体制整備が必要となっています。

また、海に面した本町では津波対策も重要であり、これまでにハザードマップの作成や住民啓発、防災訓練の実施に取り組んでいるところですが、多様化する災害や環境の変化に柔軟に対応していく必要があります。

ハザードマップ等による対策と併せ、崖地など危険箇所の対策も急務となっています。

③防犯対策

犯罪の巧妙化・悪質化により重大な事件や事故が本町でも発生しています。このため住民の生命を守るとともに犯罪の抑止等に努めることも必要となっています。

④再生可能エネルギーの活用

地球温暖化対策や災害対策として再生可能エネルギーの活用が注目されている中、本町では平成 25 年度から一般住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度による太陽光発電システムの導入促進を図っていますが、十分な普及に至っていません。

(2) その対策

①汚水処理施設

公共下水道は町域全域を供用開始しており、水洗化率は 99.0%となっています。今後は公共下水道事業の安定運用を図るため、管渠や浄化センター、各ポンプ場などの施設・設備の長寿命化計画に基づき、計画的な改修・更新を推進していきます。

②消防・防災対策

住民の生命と財産を守るために、消防・防災機材の整備・充実を図るとともに、消防団員の資質向上や自主防災組織の形成、地域の実態に即した防災訓練の実施など、日頃から災害に備える体制づくりを推進します。

また、社会環境の変化に対応し常に最新の情報を提供するため、洪水・土砂災害ハザードマップなど、防災マップ等の更新を図ります。

③防犯対策

犯罪の抑止効果などを高めるため、町内に防犯カメラの設置を推進します。

④再生可能エネルギーの活用

一般住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度を継続し、設置の推進を図ります。

(3) 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
3 生活環境の 整備	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道整備事業	芦屋町
		公共下水道長寿命化・改築更新事業	芦屋町
	(7) 過疎地域自立促 進特別事業	太陽光発電システム設置補助事業	芦屋町
		防犯カメラ設置事業	芦屋町
		洪水・土砂災害ハザードマップ作成事業	芦屋町
	(8) その他	町有地法面改修事業	芦屋町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

平成 28 年度中に策定する「公共施設等総合管理計画」に基づく各施設の適正配置が必要とされますが、公共下水道施設については、現時点では統廃合といった縮減は困難であり既存施設・設備の長寿命化を推進していくものとします。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①高齢者福祉

高齢化が急速に進展するなか、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療と介護の連携、介護保険サービスの充実、認知症施策の充実、高齢者の生活支援のためのサービスの充実・強化や生活支援サービスの担い手の養成、介護予防事業などに取り組む地域包括ケアシステムの構築が求められています。

また、高齢者が安心していきいきと暮らしていくためには、高齢者の交流や社会参加活動の促進が必要です。このため、介護予防事業の充実や指定管理者制度を活用した老人憩の家の運営を行っていますが、より身近な地域で交流や相談のできる仕組みづくりや老人憩の家利用者の減少・固定化の解消が課題となっています。

さらに町内3箇所を設置している老人憩の家の老朽化は著しく、将来的な需要を見据えたあり方の検討と早急な建替えが課題となっています。

②児童福祉

少子化を背景に子育て環境の整備や子育て支援は、社会ニーズとして求められています。本町においても同様であり、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を目指した「芦屋町子ども子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援の推進や充実を図っていく必要があります。

また、本町には町立保育所2箇所、私立保育所(園)2箇所がありますが、町立保育所については施設の老朽化対策をこれまで進めてきましたが、今後も利用者ニーズに対応した安全で快適な保育環境の提供ができるよう施設の計画的な改善が求められています。

(2) その対策

①高齢者福祉

高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、健康寿命の延伸を目指し、介護予防事業の充実と、身近な地域で交流や相談ができる仕組みとしてサロン事業の推進や老人憩の家の利用促進を図ります。

また、町内3箇所を設置している老人憩の家については、老朽化が著しいことから、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、施設の統廃合も含めた今後のあり方を検討したうえで、建替えを推進していきます。

②児童福祉

結婚・出産・子育ての希望をかなえるとともに、子育てにおける経済的負担を軽減するため、出産祝金事業や乳幼児・子ども医療費助成制度の充実を図ります。

また、子育てに関する相談業務のワンストップ化を推進し、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的な相談支援を図ります。

さらに、町立保育所は利用者ニーズに対応した安全で快適な保育環境の提供ができるよう、施設の計画的な改善を図っていきます。

(3) 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 高齢者等の 保健及び福祉 の向上及び増 進	(1)高齢者福祉施設 その他	老人憩の家建替え事業	芦屋町
	(3)児童福祉施設 保育所	町立保育所改修事業	芦屋町
		私立保育所改修事業	芦屋町・ 社会福祉法人等
	(8)過疎地域自立促進特 別事業	老人憩の家管理運営事業	芦屋町
		出産祝金事業	芦屋町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設整備にあたっては、各施設の適正配置や利用需要の変化を踏まえ、平成 28 年度中に策定する「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な改修を図ります。

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

①診療施設

町内の医療施設は、平成 27 年に地方独立行政法人化した芦屋中央病院を中核に、一般診療所 5 箇所、歯科診療所 5 箇所のほか、産婦人科医師たちが安全管理を行う分娩施設（バースセンター）が 1 箇所あります。

昭和 51 年に町立病院として開院した芦屋中央病院は、地域医療の核を担っています。平成 12 年 4 月には増改築により療養型病床群 40 床や訪問看護ステーションを設置、医療・福祉の連携を推進するとともに、平成 12 年度からは毎年黒字経営を維持しています。さらに、今後も地域医療の核として柔軟な経営ができるよう、平成 27 年 4 月からは地方独立行政法人へ移行したところです。

しかし、開院から 40 年近くが経過し、施設の老朽化は著しく医療水準の質の向上を図るためには、施設の建替えが急務となっていますが、土地利用上現地での建替えが困難な状況にあります。このため、様々な専門機関による検討を重ね、移転建替えを推進しているところです。

また、医療水準を確保するためには医療機器の更新・導入や医師の確保も重要な課題となっています。

(2) その対策

①診療施設

地域住民の健康維持・増進に努めるとともに、地域医療の水準向上と質の高い医療の提供を図るとともに、地域包括ケアシステムの中核機能を果し、安全・安心な医療施設を確保するため、芦屋中央病院の移転建替えや医療機器の充実、医療技術の向上を図ります。

さらに、医師の確保は重要な課題であり、継続的に医師確保対策について検討を行い、必要な取り組みを推進していきます。

(3) 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 医療の確保	(1)診療施設 病院	芦屋中央病院移転建替事業	地方独立行政法 人芦屋中央病院
		芦屋中央病院医療機器整備事業	地方独立行政法 人芦屋中央病院
	(4)その他	医師確保対策事業	地方独立行政法 人芦屋中央病院

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設整備にあたっては、平成 28 年度中に策定する「公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設の適正配置や利用需要の変化を踏まえ、計画的な改修を図ります。

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

①学校教育

本町の学校教育における学力の向上については、小学4年生までの35人学級や少人数指導、ジョイントカリキュラムによる小中連携、中学校のイブニングスタディなど積極的な取り組みを推進しています。また、豊かな心の育成を図るため、学校・家庭・地域が連携した取り組みを推進していますが、今後も事業の充実や質の向上を図っていく必要があります。

一方、特別支援教育においては、幼稚園・保育所（園）・小中学校や教育委員会・行政機関等との連携や情報共有による早期発見・早期支援に積極的に取り組み、高い評価を得ています。また、スクールカウンセラーや心の教育相談員、不登校対策指導員の配置により、不登校児童・生徒の解消などの成果が出ています。これらの取り組みは切れ目なく、かつきめ細やかな対応が必要であり、今後も継続的に推進していく必要があります。

また、従来の教育力向上の取り組みに加え、近年の情報通信技術の進展に伴い、学校教育においてもICT技術導入の必要性が高まっています。

学校教育施設については、耐震化や外部改修は完了したものの、児童生徒が安全に安心して学校生活が過ごせるよう学校教育施設の老朽化対策や、近年の地球環境変化に伴う空調設備の整備といった対策が急務となっています。

②社会教育

学習機会を体系的にとりまとめた生涯学習講座「あしや塾」の実施により、効果的な生涯学習講座の提供を行っていますが、地域の課題解決型講座の実施や公民館活動など学んだ成果が活かせる仕組みづくりが必要となっています。

青少年の健全育成については、体験活動をはじめとした様々な取り組みを推進していますが、ライフスタイルの変化に伴い参加者は減少傾向にあります。また、芦屋町青少年健全育成町民会議を中心に地域力による取り組みを行っていますが、より多くの住民を巻き込んだ活動としていくことが課題となっています。

一方、社会教育施設については、これまで計画的な改修を図ってきましたが、今後も住民の生涯学習活動を推進していくために、老朽化している公民館施設等社会教育施設の改修が必要です。

③社会体育

生涯スポーツを推進するためスポーツ推進委員を中心に様々な事業を実施していますが、幅広く住民が参加できるような事業展開が課題となっています。また、スポーツ

を通じて住民の健康増進を図るためのきっかけづくりとして生涯スポーツの充実が必要となっています。

さらに、生涯スポーツの活動拠点となる社会体育施設については、類似団体よりも多くの施設を有していますが、いずれも老朽化による施設改修の必要があります。

(2) その対策

①学校教育

本町の学校教育における学力向上については、小学4年生までの35人学級や少人数指導、ジョイントカリキュラムによる小中連携、中学校のイブニングスタディなどきめ細やかな学習指導とともに、英語教育を充実するための語学指導や教職員の資質向上、ICT教育の導入を推進していきます。

また、子どもたちが「夢・希望・志」をもつことのできるよう、「芦屋の子は芦屋で育てる」をキーワードにした学校・家庭・地域の連携とともに、幼稚園・保育所(園)・小学校・中学校が一貫・連携した規範意識の形成・体力の向上といった、豊かな心と健やかな体の育成事業を推進していきます。

さらに、スクールカウンセラーや心の教育相談員、不登校対策指導員の配置による切れ目のない、きめ細やかな支援を図るとともに、特別支援教育を推進していきます。

学校教育施設においては、児童生徒が安全な環境で学べるよう、プールなどの施設・設備や校舎内部の改修、非構造部材の耐震化対策など、老朽化に伴う学校施設・設備の計画的な改修と併せて、空調設備の整備を推進していきます。

②社会教育

社会教育及び公民館活動などの学習機会の拡充を図りながら、地域課題解決型講座の導入や、関係各課との連携により学んだ成果が活かされる生涯学習の推進を図ります。

また、あしやハンズオンキッズ事業や栃木県佐野市との交流事業などをはじめとした各種体験活動の提供や参加の機会を増やすとともに、芦屋町青少年健全育成町民会議など住民との協働による青少年健全育成の取り組みを推進していきます。

さらに、生涯学習の拠点となる社会教育施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の適正配置や利用需要の変化を踏まえ、計画的な改修を図ります。

③社会体育

子どもから高齢者まで、誰もが気軽にスポーツを行うきっかけづくりを目指し、健康づくりの視点からのアプローチも含め、総合型地域スポーツクラブなど様々な関係機関との連携により、住民の健康増進につながる生涯スポーツを推進していきます。

また、社会体育施設については、本町の生涯スポーツの拠点となる総合運動公園の整備・改修を推進するとともに、公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の適正配置や利用需要の変化を踏まえ、計画的な改修を図ります。

(3) 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎、屋内運動場、 屋外運動場、水泳プ ール、その他	小中学校屋内改修事業	芦屋町
		小中学校非構造部材耐震化事業	芦屋町
		小中学校プール改修事業	芦屋町
		小中学校空調設備整備事業	芦屋町
		小中学校屋外改修事業	芦屋町
	(3)集会施設、体育 施設等 公民館、集会施設、 体育施設、その他	総合運動公園改修事業	芦屋町
		多目的グラウンド整備事業	芦屋町
		公民館整備事業	芦屋町
		町民会館整備事業	芦屋町
	(4)過疎地域自立促 進特別事業	小中学校情報機器(学校ICT)導入事業	芦屋町
		学力向上事業	芦屋町
		青少年育成事業	芦屋町
		外国青年招致事業	芦屋町
		国際理解教育事業	芦屋町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設整備にあたっては、各施設の適正配置や利用需要の変化を踏まえ、平成 28 年度中に策定する「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な改修を図ります。

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

①文化の振興

本町には、縄文時代の人骨 18 体が発掘された山鹿貝塚などがあり、古代からの生活が営まれていたことがわかります。国・県の指定文化財も多く存在し、歴史遺産や文化資源の豊富さは他の町にはない特徴といえます。

なかでも室町時代に一世を風靡し、その技術や美しさが今なお高く評価されている「芦屋釜」は、現在国の重要文化財に指定されている茶の湯釜 9 点のうち 8 点を占めています。しかしこの芦屋釜の製造は江戸時代に途絶えてしまったため、本町では、平成 7 年度から芦屋釜の復興を目指した取り組みを始め、現在鋳物師を育成し独立まで支援する「鋳物師地場化計画」を推進しています。この芦屋釜の復興や茶の湯文化の振興、各種資料の収集、調査研究及び情報発信を担う文化拠点として平成 7 年 5 月に開園した「芦屋釜の里」は、本格的な茶室や日本庭園などを有し、きめ細やかな維持管理に努めていますが、良好な景観を今後も維持するための継続的な管理運営や、開設から 20 年を経過し、躯体の劣化などが発生していることから、施設の改修が必要となっています。

また、町民に対する歴史・文化活動への取り組みは、歴史民俗資料館をはじめ、中央公民館に設置したギャラリーなどを中心に歴史・伝統芸能の保存振興、芸術活動の支援、各種情報発信を図っており、小中学校の授業にも活用するなど歴史文化の継承に努めていますが、町民の文化意識の高揚が課題となっています。

(2) その対策

①文化の振興

豊富な歴史資源や芸術活動、伝統芸能を保持・継承するために、歴史民俗資料館やギャラリーを活用した歴史文化の情報発信や住民意識の高揚を図ります。

特に本町が誇る日本唯一の文化資源である芦屋釜は、鋳物師の育成とともに独立し地場化していくことを推進していくとともに、その拠点となる「芦屋釜の里」の継続的な管理運営や、計画的な改修を推進していき、次代へ継承していく貴重な資源として維持していきます。

また、茶の湯釜の産地として共通の文化を持つ栃木県佐野市（親善都市）との文化交流を図り文化活動の活性化を図ります。

(3) 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
7 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	芦屋釜の里整備事業	芦屋町
		歴史民俗資料館改修事業	芦屋町
	(2)過疎地域自立促進特別事業	芦屋釜の里管理運営事業	芦屋町
		ギャラリー運営事業	芦屋町
		佐野市文化交流事業	芦屋町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設整備にあたっては、平成 28 年度中に策定する「公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設の適正配置や利用需要の変化を踏まえ、計画的な改修を図ります。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

①土地利用

本町の土地利用については、行政面積 11.60 km²のうち、航空自衛隊芦屋基地と一級河川の遠賀川が約 3 分の 1 を占めており、実質の行政面積は限られたものであるため土地の有効活用は重要な課題です。

町の中央部を流れる遠賀川を挟み、芦屋部と山鹿部に大きく生活圏が分かれており、町域には 3 つの小学校区に 30 の自治区が形成されています。公共施設は芦屋部に役場を中心とした行政機関やコミュニティー施設があり、山鹿部には総合運動公園を中心とした社会体育施設を配置していますが、地域コミュニティーの核となる公民館は均等に配置しており、コンパクトな町づくりを行ってきているところです。

今後は人口減少が進行する中、将来的な利用需要を踏まえ公共施設の統廃合を含めた適正配置とともに、遊休土地の有効活用が必要となっています。

また、高齢化社会を背景に、本町においても空家は増加の傾向にあります。平成 27 年 4 月現在で自治区による調査で把握できている空家は 87 戸と、空家率は近隣自治体と大きな差はみられませんが、安全・安心で快適な住環境を整えるには、空家の対策は急務となっています。

このような中、平成 27 年 4 月に「芦屋町空家等対策協議会」を設置し、同年には県内初となる「芦屋町空家等対策計画」を策定したところです。

②定住促進

本町は豊かな自然と北九州市に隣接しているという立地条件を活かし、限られた土地を有効に活用した定住施策に取り組むことが求められています。

平成 25 年度からは定住施策の取り組みを推進してきていますが、本町の土地利用や立地環境などの地域特性を活かした独自の定住施策が必要となっています。

(2) その対策

①土地利用

将来の都市像を見据えた都市計画マスタープランなどをもとに、それぞれの地域特性に応じた土地利用を図ります。

また、遊休土地の有効活用や、安全・安心で快適な住環境を整えるため、「芦屋町空家等対策計画」に基づき、空家等の台帳整備や空家バンク事業などといった空家対策を推進していきます。

②定住促進

本町の土地利用や立地環境などの特性を活かし、定住促進奨励金制度をはじめ、民間賃貸住宅家賃補助事業など特色ある定住施策を積極的に推進していきます。

(3) 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
8 集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業	定住促進事業	芦屋町
		新婚・子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助事業	芦屋町
		空家等台帳整備事業	芦屋町
		空家バンク事業	芦屋町
		老朽危険家屋等解体補助事業	芦屋町
		中古住宅解体後の新築住宅建築補助事業	芦屋町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設整備にあたっては、平成 28 年度中に策定する「公共施設等総合管理計画」に基づき、将来の利用需要を踏まえた公共施設の適正配置を図ります。

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

①住民との協働のまちづくり

本町では住民との協働のまちづくりを推進するため、町の責務や住民が参画するための方法などについて基本的な事項を定めた、「住民参画まちづくり条例」を基に積極的な住民参画を推進していますが、今後もあらゆる分野での連携や協力が必要です。

協働のまちづくりを推進するためには、更なる町職員の意識改革が必要であり、行政と地域の連携を強化するために、全ての町職員を各自治区の担当とする「自治区担当職員制度」を平成26年度より開始したところです。町職員と地域住民が顔見知りとなることからスタートし自治区ごとの課題解決のためのビジョンづくりまで段階的に地域活動に関わっていくように計画しています。

また、地域コミュニティーの核となる自治区については、加入率が61.7%（平成27年4月1日現在）と近隣市町と比較すると低く、加入率向上のための取り組みを強化しているにもかかわらず毎年加入率は減少しています。

このような中、まちづくりを支える人材の育成は重要であり、本町では住民のボランティア活動の総合的な活動・交流・情報の拠点として、平成22年にボランティア活動センターを設置しましたが、ボランティアを求める人とやりたい人を結びつけるコーディネート機能や、ボランティア育成の取り組みは一部に留まっているところです。今後は、ボランティアをはじめきっかけづくりのための取り組みや、ボランティア活動のリーダーとなる新たな人材の発掘・育成、他機関との連携を図っていくことが必要となっています。

②行政事務の効率化

効率的かつ効果的な事務事業を推進するため、これまで4度にわたる行財政改革を行うとともに、事務改善や事務事業の見直しを毎年行ってきました。また、情報通信技術の急速な進展に伴い、行政事務の電算化を推進してきたところですが、今後も行政事務の効率化や適正な事務処理を行うため、電算システムや新たな仕組みの導入、行政事務の改善が必要となっています。

(2) その対策

①住民との協働のまちづくり

住民との協働のまちづくりを推進するため、全ての町職員が地域の活動に参画し、住民による自主的な地域づくりのサポートを行う「自治区担当職員制度」を推進します。

また、まちづくりを支える人材の発掘や育成を行うとともに、他機関との連携を強化し、ボランティア団体やボランティアが効果的かつ機能的に活動できるよう、ボランティア活動センターの運営を推進します。

②行政事務の効率化

効率的かつ効果的な事務事業を推進するため、総合文書管理システムなど未導入の電算システムや新たな仕組みづくりを推進します。

(3) 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	(1)過疎地域自立促進特別事業	ボランティア活動センター運営事業	芦屋町
		自治区担当職員制度事業	芦屋町
	(2)その他	総合文書管理システム導入事業	芦屋町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設整備にあたっては、平成 28 年度中に策定する「公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設の適正配置や利用需要の変化を踏まえ、計画的な改修を図ります。

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 産業の振興	(9)過疎地域 自立促進特 別事業	創業等促進支援事業	芦屋町
		空き店舗活用事業	芦屋町
		観光推進プロジェクト事業	芦屋町
		プロモーション事業	芦屋町
		特産品開発・農商工等連携事業	芦屋町・観光 協会・商工会
2 交通通信体系 の整備、情報化 及び地域間交 流の促進	(11)過疎地域 自立促進特 別事業	町営巡回バス運行事業	芦屋町
		町営タウンバス運行事業	芦屋町
		黒崎芦屋間急行バス運行事業	芦屋町
		地域公共交通網形成計画策定業務委託	芦屋町
		バス路線見直し事業	芦屋町
		バス通学費補助事業	芦屋町
		住民票等コンビニ交付導入事業	芦屋町
3 生活環境の整 備	(7)過疎地域 自立促進特 別事業	太陽光発電システム設置補助事業	芦屋町
		防犯カメラ設置事業	芦屋町
		洪水・土砂災害ハザードマップ作成事業	芦屋町
4 高齢者等の保 健及び福祉の 向上及び増進	(8)過疎地域 自立促進特 別事業	老人憩の家管理運営事業	芦屋町
		出産祝金事業	芦屋町
6 教育の振興	(4)過疎地域 自立促進特 別事業	小中学校情報機器(学校ICT)導入事業	芦屋町
		学力向上事業	芦屋町
		青少年育成事業	芦屋町
		外国青年招致事業	芦屋町

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 教育の振興	(4)過疎地域 自立促進特 別事業	国際理解教育事業	芦屋町
7 地域文化の振 興等	(2)過疎地域 自立促進特 別事業	芦屋釜の里管理運営事業	芦屋町
		ギャラリー運営事業	芦屋町
		佐野市文化交流事業	芦屋町
8 集落の整備	(2)過疎地域 自立促進特 別事業	定住促進事業	芦屋町
		新婚・子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助事業	芦屋町
		空家等台帳整備事業	芦屋町
		空家バンク事業	芦屋町
		老朽危険家屋等解体補助事業	芦屋町
		中古住宅解体後の新築住宅建築補助事業	芦屋町
9 その他地域の 自立促進に関し 必要な事項	(1)過疎地域 自立促進特 別事業	ボランティア活動センター運営事業	芦屋町
		自治区担当職員制度事業	芦屋町